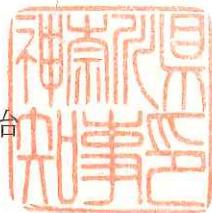


農政第 1598 号
平成 30 年 7 月 20 日

神奈川県都市農業推進審議会会长 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



神奈川県都市農業推進条例の改正について（諮問）

県では、平成 29 年 3 月に「かながわ農業活性化指針」を改定し、指針に掲げた基本目標等の達成に向けて施策の計画的な推進を図っています。

しかしながら、都市農業の基盤である農地については、依然として減少傾向で推移し、また、生産緑地を巡っては、「2022 年問題」によって貴重な農地の減少が危惧されており、「農地面積」の目標達成は厳しい状況となっています。

こうした中において、県内にある農地を保全し、都市農業の持続的な発展を図っていくためには、平成 29 年 4 月の生産緑地法等の改正や税制上の優遇措置など、国の法制度を農業者が積極的に活用することができる環境を整備するとともに、県として、生産緑地をはじめとする優良な農地を保全する姿勢を明確に示した上で、必要な施策を総合的かつ継続的に講じていくことが必要と考えますので、神奈川県都市農業推進条例の改正について、同条例第 11 条の規定により諮問します。

問合せ先

環境農政局農政部農政課

農業企画グループ 鈴木、上原

電話 045-210-4414

ファクシミリ 045-210-8851